

営業所等設置届出書  
営業所等変更(廃止)届出書

年 月 日

長野県 総合県税事務所長 様

所在地

名 称

印

長野県県税条例第33条の9第1項(第2項)の規定により、県民税利子割の特別徴収に係る営業所等について、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 事 由	1 新設    2 廃止    3 利子等の種類の変更    4 その他の変更											
新 設 (変更、廃止) 年        月        日	年        月        日											
特 別 徴 収 義 務 者 ( 営 業 所 等 )	所在地	〒										
	名 称					電話番号						
	特別徴収義務者番号(金融機関共同コード)											
利 子 割 の 納 入 方 法	1 営業所等ごとに納入する場合の利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19		
	2 主たる営業所等から一括納入する場合	利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	
		所在地	〒									
名 称					電話番号							
特別徴収義務者番号(金融機関共同コード)												
(備考)												

【記入要領】

- 1 この届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び納入する利子等の種類の変更があった場合に提出すること。

なお、届出は、本店又は本部から提出しても差し支えないこと。

## 2 記入方法

記 入 欄	記 入 内 容	新 設	廃 止	利子等 の種類 の変更	その他 の変更
届 出 事 由	該当に○印	○	○	○	○
新 設 ( 変 更 、 廃 止 ) 年 月 日	種類の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
変 更 内 容	営業所等の所在地、名称等が変更の場合記入	—	○	—	—
特 別 徴 収 義 務 者	営業所等の所在地、名称を記入	○	○	○	○
特別徴収義務者番号	金融機関コード4桁、店舗コード3桁を記入	○	○	○	○
利 子 割 の 納 入 方 法	納入方法別に利子等の種類を記入	○	—	○	—

(注) ○……記入する  
—……記入不要

## 3 利子割の納入方法

(1) 納入方法は、次のとおりです。

- ア 各営業所等で徴収した税額を当該営業所等で納入する方式
- イ 本店等で一括して納入する方式
- ウ ア、イの併用方式

(2) 「利子割の納入方法」欄の1及び2の「利子等の種類」欄は、届出に係る営業所等で納入する利子等の種類を下記により選択し、該当の番号に○印をつけること。

1 公社債利子	11 社債的受益証券の収益の分配
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻条件付売買の利益
8 国外公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	